

『第3回国立市国民保護協議会』会議議事録

1 日 時 平成24年11月9日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 国立市役所3階 第一・第二会議室

3 出席委員(21名) 別紙のとおり

4 議事の件名及び概要並びに議決事項

(1) 開 会

・総務部防災課長、加藤課長より開会

(2) 会長(市長)あいさつ

・会長(市長)よりあいさつ

(3) 議事開始

・会長(市長)

(4) 資料確認

・事務局、箕島

(6) 議事1

・第2回会議議事録について

事務局、箕島

・内容について諮った結果、了承されました。

質疑：なし

(7) 議事2

・第2回会議時の質問に対する回答について

事務局、加藤課長 「第2回目の会議時にご質問いただきました、武力攻撃事態時における市長や幹部職員への連絡体制や手段等について、ご説明させていただきます。」

No1 職員への連絡

○体制と想定

①担当課体制 (総務部長・防災課・関係部署)

ミサイルの発射実験等がある場合の体制

②緊急事態連絡室体制 (副市長・教育長・各部長)

・国内で武力攻撃事態等が発生した場合

・国を取り巻く環境に武力攻撃事態を予測する動きがある場合

③国民保護対策本部体制 (市長・副市長・教育長・各部長・消防団長)

・国から国民保護対策本部を設置するよう指定された場合

※国に国民保護対策本部の設置を指定するよう要請した場合

○通信手段

1. 事態認定なし

- ①担当課体制……………通信手段あり
- ②緊急事態連絡室体制……………通信手段あり
- ③災害対策本部体制（原因不明の事案により被害が発生）
 - ・市の近隣で被害が発生……………通信手段なし → 自動参集
 - ・他道府県で被害が発生……………通信手段あり

2. 事態認定あり

- ①担当課体制……………通信手段あり
- ②緊急事態連絡室体制……………通信手段あり
- ③国民保護対策本部体制（本部設置の指定）
……………通信手段なし → 自動参集

No2 幹部職員の事故

市長以下の職員に事故が発生した場合は代替職員が指定されています。計画素案の20頁に代替職員の順位が記載されています。

No3 職員の安否確認

確認手段は電話とメール（管理職のみ）です。それらが不通になると、安否確認はできません。

- ・会長 「この件については、原田委員の方から質疑をいただいたものです。原田委員、何かございますか」
- ・原田委員「特にございません。」
- ・会長 「Jアラート吹鳴の対応について、どのようになっているのか」
- ・事務局 加藤課長 「Jアラート吹鳴時の場合、地震とか風水害などいくつかのケースがございます。その際、事案により対応を考えるとと思いますが、武力攻撃事態の場合に可能性として一番考えられるのが堅牢な建物等に避難することが大切だと考えます。」
- ・会長 「これは国から防災無線で入ってくるのか。」
- ・事務局 加藤課長 「そのとおりです。もし、放送する内容が好ましくない場合は、手動に切り替えることは可能です。」
- ・会長 「先般の試験で、Jアラートが機能しない自治体がありました。が、まだその結果については定かなものが出ていません。」

(8) 議事3 国立市国民保護計画素案(第3編、第4編)の審議について

- ・遠藤委員 「提案ですが、64頁の最後に「(9)避難所等における安全確保等」とあり、「市は警察に協力して住民等の不安の軽減に努める」とあります。市の防災計画には消防団の役割として「被災地における防犯対策への協力に関すること」とありますので、ここに「消防団も協力する」と入れてはどうでしょうか。

- ・会長 「事務局、どうですか。」
- ・事務局 加藤課長 「ありがたいご提案でございます。実は、防災計画にも消防団が防犯活動に協力するというのがありまして、これはボランティア的に協力いただくという趣旨でございますので、是非入れさせていただきたいと思っております。」
- ・会長 「今、事務局から説明がありましたが、消防団も積極的に参画いただくために是非一言プラスをしたいと考えます。これによって要旨が変わるということはありませんので、よろしいでしょうか。」
- ・阿部委員 「44頁、(3) 関係機関への支援の要請のところ、他の区市町村等に対し支援を要請する、とあり武力攻撃が万一あった時を想定した時の対処であります。国立市だけに武力攻撃があるということは想定できませんけれども、支援要請にしてもその時には近隣市のすべての市が攻撃対象になっているので、おそらく支援要請しても対応がむずかしいと思います。自分の町は自分で守るというように、そのような体制をもう少し考える必要があるのではないかと。その点について伺いたいと思います。」
 - ・事務局 加藤課長 「たとえば、多摩地域で被害が発生して国立市が一番はじであればその隣の市に支援要請できると考えますが、その可能性は低く、阿部委員さんのご指摘のとおりですので、今後検討させていただきたいと考えます。」
 - ・会長 「その趣旨を入れるということではいいですか。」
 - ・事務局 加藤課長 「そのとおりです。」
 - ・阿部委員 「44頁、災害と武力攻撃とは違いますが、大きな地震とか災害ではやはり広域の被害を想定しなければいけないと思うし、武力攻撃など想定したくない部分ですけれども、万一の時の遠隔地との連携、これがとても大事だと思います。今回も被災地へ行って友好都市とか姉妹都市を結んでいるところからいち早く支援がきております。国立市でも市長のご提案で防災都市協定を結んでいるところがありますが、そういったところをもっと増やすとか、遠隔地との連携をとれるところやすぐに支援体制がとれるようなところ（友好都市や姉妹都市）をもっと増やしたらいいのではないかと。」
 - ・会長 「阿部委員から広域的な協定をもっと結んだらどうか、というご提案です。その意見に関するご意見があれば挙手願います。」
 - ・原田委員 「他の自治体ではどの位の数を結んでいますか、また現在の国立市の協定はどのようになっていますか。」
 - ・事務局 加藤課長 「まず、近隣市の状況ですが防災、地震に関しては0から3つ、4つ協定を結んでいます。私どもの国立市は、兵庫県の芦屋市と三重県の伊賀市の2市でございます。」
 - ・会長 「甲州街道沿道12市の協定の件はどのようになっていますか。」
 - ・事務局 加藤課長 「先ほど阿部委員がおっしゃったように近隣市で構成さ

れているため、同時に被災する可能性が高いとの状況でございます。」

・会長 「その件はわかりました。阿部委員が言われているのは、もっと広域に数を増やしたらいいのではないかということですね。」

・阿部委員 「そのとおりです。遠隔地と友好関係を結んでいけば、相手方が被災した時には支援もできるし、今回の被災地の件でも支援が多く届いた実績があるわけです。」

・会長 「他に何かご意見は。」

・原田委員 「現在、協定は結んでいるので、増やすのに問題がなければ市長のお考えでよろしいのではないか。」

・鈴木委員 「46頁の④に「市対策本部の設置」とあり、対策本部を設置した場合は市議会に連絡するとあります。しかし、ここに出席している関係機関は、市に協力する体制を整えなければならないので、連絡先に関係機関を入れてはいかがでしょうか。」

・会長 「ご指摘をいただきました。この件について、事務局回答を」

・事務局 加藤課長 「鈴木委員のおっしゃるとおりで、皆様のご承認をいただければそのように追加させていただきたいと思えます。」

・会長 「他にご意見、ご指摘等がなければこのまま追加したいと思えます。」

・原田委員 「素直な質問ですが、何故、最初から入れてないのですか。」

・事務局 加藤課長 「モデル計画を参考に作成しているためです。」

・会長 「それでは、この件は、鈴木委員ご指摘のとおり追加をさせていただきます。」

・東委員 「第2回目の会議の質問に対する事務局の説明で、国民保護対策本部を設置する場合は通信手段がないという想定でしたが、対策本部の設置をどのような手段で関係機関に連絡するのでしょうか。」

・会長 「事務局、お願いします。」

・事務局 加藤課長 「本部設置の連絡につきましては、ご出席いただいております関係機関の中で、たとえば消防、警察、東京電力、東京ガス、国立駅等には市の無線機を配備してございます。それによって連絡することは可能です。また、東京都が市に配備している災害情報システムにより、連絡できる機関もございます。その他、個人の方につきましては、連絡手段がございませんので徒歩等により直接お伺いして連絡することになるかと思えます。」

・会長 「渋谷区の例ですが、計画はすぐに出来上がりましたが、その運用をどうするか、シュミレーションをきちっと行っているかが大事でございます。国立市でも、計画が出来上がった段階でシュミレーションする中で追加補正をする必要があると思えます。また、医師会との関係も診療所に直接来てしまうなど今後の話し合いを詰めていかなければ実効性の確保がとれないと思えます。」

・阿部委員 「先ほどの鈴木委員の質問にもありましたが、この計画はほとんどが国立市独自のものではなくて、国の計画と同じものとなっている。たとえ

ば、66頁、想定される避難の形態と市による誘導のところですが、ここで示されているゲリラ、特殊部隊等による攻撃、テロ等の場合、そして、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、大規模テロ等ですが、こういうことはもちろんあってはならない万一のことを想定しているのでしょうかけれど、市民がどこに逃げたらいいのかという時に、災害と違いますので防災訓練の避難所と違って避難誘導されて逃げても助からないと実質的に思うのです。それで、この地下街へ逃げると示されていますが、国立市には地下街などどこにありますか。もう少し、国立市の現実に即したことを明示していただきたい。私は、国民保護計画を否定するものではありません。現実的ではない地下街など国立市では存在しないところに避難するのはまずいと思いますのでそのあたりを国立市の現実に合わせて作成したらどうでしょうか。」

・会長 「国立市の現況に合わせた計画の提案でございます。」

・久保委員 「同じく66頁、避難ということですが、私も鉄道関係者としてお客様の避難誘導を心配していますが、災害のレベルもいろいろあり一概には言えませんが、たとえば、前回の3.11の震災時には近くの第八小学校にお客様を避難をさせていただき大変助かった経験がございますが、また、国民保護でも同様に避難をさせてもよろしいでしょうか。」

・事務局 加藤課長 「避難所につきましては、素案の37頁にお示ししてございます。防災計画を準用しておりますが、具体的には公立の小・中学校を避難所としております。さまざまな場合が想定されまして、たとえば、深夜または早朝のお客様が少ない時間帯ですと、当然近隣の堅牢な建物へ避難するかと思います。一定数のお客様がいて相当な面積が必要な場合、国立駅であれば、第八小学校、谷保駅であれば、第五小学校、矢川駅であれば第二中学校をご案内いただければと思います。」

・会長 「公共施設が主たるものとなると思いますが、駅前には民間施設のビルなどがありますから民間の社会資本も念頭に入れて計画を考えるようにしたら良いと考えます。」

・東委員 「37頁、避難場所の用途で、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペースとして、都立北多摩高校周辺」とありますが、その近くには自衛隊の施設もありこのようなところへ行っても大丈夫ですか。

・事務局 加藤課長 「当該自衛隊施設の業務は、全国の自衛隊が使用する地図を作成する部隊であり、その点攻撃部隊ではないので比較的安全であると考えております。」

・東委員 「民間の方々が避難する時、不安だから兵隊（自衛隊）と一緒に歩いて行って攻撃されてしまうなどのことを聞きます。民間は民間で逃げるとか離れるとかそのような方が安全ではないのか。」

・事務局 加藤課長 「この件は事務局で検討して次回ご報告を申し上げたい

と考えます。」

・会長 「62頁の下から2行目に「自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する」とありますが、本日欠席されておりますが、委員としてご出席いただいている第一整備大隊に連絡したほうが良いのではないかと考えます。」

・事務局 加藤課長 「これは、国民保護法施行令第8条により、通知先は当該市町村の区域を担当区域とする、自衛隊地方協力本部の地方協力本部長となっておりますので、お示しをした記載のとおりになっております。」

・会長 「多数ご意見を承りました。第3編、第4編の審議をこれで終了させていただきます。指摘事項については、議事録に明記し、素案の中には修正をさせていただきたいと考えます。」

(9) 議事4 国立市国民保護計画素案(第5編)の提案について

・事務局 簗島 計画素案(第5編)についての説明

「それでは、第5編の提案でございますが、頁数といたしまして素案の98頁から109頁となっております。

第5編は、大規模テロ等（緊急対処事態）への対処ですが、テロが突発的に起こることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載しております。98頁、緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。ここでは、想定される事態類型を4つに分けます。①危険物施設を有する施設の攻撃（可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物施設等への攻撃）②大規模集客施設等への攻撃（イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破）③大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入）④交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）以上4つの事態類型です。

これらの共通する特徴として、①非国家組織等による攻撃②突発的な事案発生③発生当初は事故との判別が困難④不特定多数の住民等が日常利用している場所で発生する可能性が高いなどの特徴があります。

99頁、第1章、初動対応力の強化ですが、初動対応力の強化に必要なのが関係機関との連携であり、特に大規模集客施設等や医療機関、大学、研究機関、ライフラインとの連携をうたっています。

100頁、4の不特定多数の人々への情報伝達手段の確保については、「各機関の協力を得て」とありますが、具体的には防災行政無線やメール配信等の市の手段の他、FM放送局や国立市域にいる携帯メールを使用する方に登録の有無に関係なく強制的にメールを配信するエリアメールなどを利用します。ま

た、101頁の5. 装備・資材の備蓄では、防護マスクや防護衣、除染資機材等が必要な資機材として示されております。現時点では全く備蓄しておりませんので、今後、大きな課題かと考えられます。

101頁、第2章、平時における警戒ですが、市は常にテロ等の兆候や危機管理の把握、危機情報等の共有に努め、必要に応じて警戒対応を行うこととなっています。また、東京都や警察、消防、自衛隊といった直接、国民保護に係る機関との連携をうたっています。

102頁、第3章、発生時の対処ですが、タイトルの下の枠の中をご覧ください。冒頭の第2回目の会議の質問に対する回答でも申し上げましたが、国から国民保護対策本部の設置指定がされた場合は、市国民保護対策本部を立ち上げます。しかし、大規模テロ等の場合は、発生当初は「大きな事故が発生した」というだけで、テロかどうかわかりませんので、直ちに市国民保護対策本部の設置を指定される可能性は低くなります。そこで、原因不明の大きな被害が発生した場合は、市の災害対策本部を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置、警報の発令や避難の指示、被災者の救助等でございますが、緊急対処保護措置に準じた措置を行うことになっております。なお、国が緊急処理事態対処方針を定めてから、緊急対処保護措置を実施することとなっておりますが、テロ等の場合は対処方針が定められる前に、被害が発生する可能性が高いので、準じた措置を行うこととなります。

104頁、第4章、大規模テロ等の類型に応じた対処として、先ほどの4つの類型に応じた対処事項を定めたものであります。危険物質を有する施設としては、ガソリンスタンドなどが考えられます。大規模集客施設等では、対処上の留意事項として避難誘導が速やかに行えるような体制の保持とあります。

大地震に対する備えとも共通するので、関係する施設に対しては、対応できるように要請していきたいと考えております。ダーティボムや生物剤、化学剤を使った大量殺傷物質による攻撃では、対処上の留意事項として速やかな対応と防護衣や手袋、ブーツ等の備蓄があげられます。第5編の提案は、以上です。」

・会長 「説明が終わりました。計画素案(第5編)について、何かご意見、ご質問、ご提案はございませんか。また、お持ち帰りいただきまして、次回十分なご議論を頂きたいと思っております。」

・久保委員 「私ども交通機関ですが、時間帯にもよりますが、相当数のお客様もいらっしゃるわけで、何か災害が起きた場合には駅などで原因不明の大規模被害があった場合、警察や消防には連絡するが、私どものスタッフだけでは対応が困難な場合、人の避難誘導を含めて一時的な避難場所の提供、軽傷者の治療等で市に応援を頼むことは可能でしょうか。」

・会長 「当然、ご連絡いただければお手伝いいたします。その場合、防災課に連絡していただければいいのか。(事務局に対し)」

・事務局 加藤課長 「連絡先は、防災課で結構です。電話か駅に配備してい

る無線でご連絡ください。

・原田委員 「市長印や市の重要なデータ等それらが使用不能になった場合やその管理についてどのようにするのですか。」

・会長 「委員として、総務部長と企画部長がおりますので、総務部長に回答をお願いします。」

・竹内委員 「そのような有事あるいは災害等の場合は管理者が責任をもって持ち出すようになっています。」

・会長 「それは、昼の場合ですね、夜間の場合はどうですか。」

・竹内委員 「夜の場合は細かい規定が定められていないので、今後、考えていかなければならないと思います。」

・企画部長 「コンピュータシステム自体が壊れた場合、復旧に数か月程度を要すると思いますが、データ自体そのものは遠隔地保管をやっているため、コンピュータシステムが復旧すれば、データそのものをもとに戻せることとなります。」

・会長 「須賀川市では、庁舎が倒壊のおそれがあるため、他の市の施設に移っていますが、職員だけが逃げて、重要な書類はそのままの状態になっており、更に余震が続き重要書類を取りにいけない状況であったとのこと。

そのため、簡易補強をして身の危険が低い時にその場をなんとかしのいで書類を持ち出したようです。

・原田委員 「証券会社では、株券等を耐火金庫等を利用し、またデータが消失した時のバックアップ体制などは、すでにとられているので、市でもそのところがきちんとされていけば特に問題ないと思われそうです。」

・竹内委員 「公印等は現在金庫の中に毎日保管するようにしていますし、万が一の夜間の火災についても対応できるかなと考えております。」

・会長 「平時における管理はきちっとされていると思いますが、非常時における想定をこれから計画を策定される過程の中で同時並行的に進めていかなければならないと思います。」

・会長 「他にはいかがでしょうか。特に無いようでしたら、以上で第5編の提案は終了させていただきます。次回、第4回目にご審議いただき、決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次に議題（5）の国立市国民保護計画（資料編）の提案について事務局より説明いたします。

(10) 議事4 国立市国民保護計画素案(資料編)の提案について

・事務局 鈴木 計画素案(資料編)についての説明

「資料編」の提案は、資料1から資料9までです。まず、資料1の国立市国民保護協議会条例、資料2の国立市国民保護協議会運営要綱につきましては、すでにご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。次に、資料3、関係機関一覧です。4頁から7頁です。市は、国民保護措置を的確か

つ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に密接に連携するため、各機関との連携体制を整備するとともに関係連絡先を把握するものであります。ここで訂正をお願いします。5頁の国立市歯科医師会の所在地に富士見台が抜けていましたので、申し訳ありませんが追加をしていただきたいと思います。次に、資料4、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準でございます。8頁、武力攻撃災害の場合、他県の避難住民を受け入れることや同じ東京都の避難住民が複数の県に分散して救援を受けることが想定されるため、全国一律の基準で実施することが必要であること等により国民保護法施行令により厚生労働大臣が基準を定めることとなっております。具体的には、9頁、(2) 応急仮設住宅では、ロに1戸あたりの面積が29.7㎡、設置費用が240万1千円以内と示されております。10頁、第4条(3)に生活必需品の給与等に支出できる費用が、1人世帯では夏季で月に17,200円、冬季で28,500円等と示されております。13頁、(3)のロに、文房具費及び通学用品費が、小学生で4,100円等と示されております。次に、資料5、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他必要な事項を定める省令です。15頁、安否情報の収集及び提供については、避難の指示を受けて避難住民を誘導した時と、武力攻撃災害によって死亡し、又は負傷した住民がいるときに区分をしています。市長は、自ら保有する資料の調査や避難住民を誘導する者による調査等により、安否情報の収集及び整理を行うこととされています。また、総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは、個人の情報の保護に留意しつつ回答することとなっております。17頁には避難住民や負傷した住民の安否情報を収集する様式が、18頁には死亡した住民の安否情報収集様式が記載されてございます。以下、国への報告書や安否情報の照会、回答様式でございます。次に、資料6、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令でございます。資料の22頁です。これは、国民の権利利益の救済に係るもので損失補償や損害補償をするための様式を定めたものであります。次に、資料7、火災・災害等即報要領でございます。25頁、これは、消防組織法第22条に基づき、総務省消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたものであります。26頁、4. 報告方法及び様式の(1)にア. 火災等即報、イ. 救急救助事故即報、ウ. 災害即報とございますが、火災と救急救助事故については消防署から東京消防庁を經由して総務省消防庁へ、災害については市の防災課から東京都総務局総合防災部を經由して、総務省消防庁へ報告しております。29頁、3. 武力攻撃災害即報でございます。武力攻撃事態や緊急対処事態により人的・物的な被害が発生した際には、救急救助事故即報と同じ様式を使い報告することとなっております。36

頁以降に実際の様式をお示ししておりますが、38頁の第3号様式をご覧ください。様式の最初に事故災害種別とございまして、救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急処理事態の場合には、この様式で報告することとなっております。次が、42頁からの資料8、国立市国民保護計画用語集でございます。最後になりますが、45頁に資料9、国立市国民保護協議会委員名簿を掲載させていただいております。以上、資料編の説明でございました。

・会長 「説明が終了しました。資料編（素案）について、何かご意見、ご質問、ご提案はございますか」

・原田委員「資料4の応急仮設住宅の金額が掲載されていますが、災害時の費用負担はどのようになっていますか。」

・事務局 加藤課長 「国民保護法の168条に国及び地方公共団体の費用の負担がありまして、地方公共団体の職員の人件費（給与等）を除いては国の負担とすることとなっています。」

・会長 「他にはいかがでしょうか。特に無いようでしたら、以上で資料編の提案について終了させていただきます。次回、第4回目にご審議いただき、決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。」

なお、第5編、資料編とも何かお気づきのことがあれば、第4回目の会議以前でも結構ですから、事務局までご連絡ください。

(11) 議事6 その他

特になし。

3 今後の予定

・次回から会議日程について

・事務局、箕島より 日程の確認

第4回国民保護協議会日程 「第5編、資料編の審議、」

日時 平成25年1月17日(木)

1時30分から午後3時00分まで

場所 くにたち市民総合体育館 2階会議室

第5回国民保護協議会日程 「計画原案の決定」

日時 平成25年2月15日(金)

1時30分から午後3時00分まで

場所 くにたち市民総合体育館 2階会議室

4 閉会

5 配布資料

- 第3回国立市国民保護協議会次第及び席次
- 第2回国立市国民保護協議会議議事録
- 第2回会議時の質問に対する回答について
- 国立市国民保護計画資料編（素案）

6 傍聴人の数

1名